

第24期 軽井沢町農業委員会 第23回総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第24回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染状況は県の警戒レベル見直しに伴い、感染者数は大きな減少はございませんが、佐久管内は感染レベル3となっております。5月に入りまして、県内は高気圧に覆われている日が続き気温も上昇しています。3月から4月にかけては霜により、農作業の遅れもございましたが、その後、だいふく野菜の生育も順調となり、今後、本格的な出荷を迎えることとなります。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。3・4月の総会時に最適化推進活動についてのご説明をさせていただきました。皆様におかれましては、ご自身の圃場に行かれる時に荒れている農地がないかや他の農業者とお話をさせていただく際に農地貸借の意向確認など、できる範囲のことを日誌につけていただきますようお願いいたします。国の指針により1ヵ月10日程度が活動の目安となりますことを申し添えいたします。新型コロナも段階的に行動制限が緩和されておりますので、今後、農業委員会の一体的な活動を再開させていきたいとも考えております。本日、岡沢補佐はご欠席となりますが、町側より佐藤係長がご出席いただいております。それでは第24期軽井沢町農業委員会第23回総会を開催いたします。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうこととなっておりますので、よろしくをお願いします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることとなっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、13名の出席でございます。坂本雄樹委員、欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号12番の佐藤

	<p>豊委員の2名にお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの令和4年4月28日から令和4年5月26日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>4月28日（金）に第24期軽井沢町農業委員会第22回総会が開催されました。</p> <p>4月28日（金）に令和4年度農業者年金推進協議会総会</p> <p>5月16日（月）に農業委員会5月役員会が開催され会長他が出席しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、1件目は_____、_____で、_____が_____として、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の_____で、許可となっております。</p> <p>2件目も_____、_____で_____、_____として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の_____で、許可となっております。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。</p> <p>無いようですので、議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第6ページ、補足資料1ページから14ページ、をお願いします。_____でございます。_____は、_____おありまして、_____、_____に_____のある、_____、_____、_____に_____のある、_____、_____、_____に_____のある、_____、_____、_____は、_____に_____がある_____です。_____は、_____ございまして、_____、_____、_____、地目は_____、_____もう_____は_____、_____、_____、地目は_____、_____は_____、を_____するものでございます。場所でございますが、補足資料4ページに位置図がございますが、_____の_____の_____ほど_____した_____を_____に_____ほど_____となります。</p> <p>_____の目的ですが_____で_____が_____され、令和__年__月__日にも_____を_____に_____を行いました。_____、_____、_____として_____するものでございます。_____となります。町の用途地域区分は第__種__</p>

	<p>_____、農地法による農地区分は、第__種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____で_____となっています。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われまます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障について、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、(農地法第5条第2項第5号)の_____でございます。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>13番の岩井が補足説明をいたします。_____に私と成田推進委員、_____と_____を行いました。場所等はさきほどの事務局説明のとおりでございます。_____の_____で、_____で_____の_____を行っていますが、_____、_____を_____して_____したいこと_____でも_____で_____していること等により特に問題はないと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2についてご説明します。次第6ページ、補足資料15ページから26ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は_____に_____のある_____、_____です。</p> <p>申請の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、_____は6_____です。場所でございますが、補足資料17ページに位置図がございますが、_____となりませんが、_____と_____が_____の_____から_____ほど_____となります。</p> <p>_____の_____ですが、申請地は_____が_____として_____されており、_____には_____や_____なども_____し、_____を_____される_____には_____であることが_____を行いたい_____でございます。</p> <p>町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。権利関係は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。</p> <p>(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____円、_____等が_____、_____となります。資金の調達方法ですが、_____が添付されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません、次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われれます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。担当委員より説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>推進委員の成田が説明いたします。_____に私と岩井委員、_____の_____と_____を行いました。場所等はさきほど事務局説明の通りで</p>

	<p>ございます。_____や_____や_____が _____で_____が進んでおります。_____までは_____も されていましたが、_____を作っておりません。_____もありま すが被害防除措置も提出されていますので特に問題はないと判断いたします。皆 様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	岩井委員、何か補足説明はございますでしょうか。
委 員	ありません。
市村初仁議長	ありがとうございました。先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号 2についてご意見のある方はお願ひします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひます。
委 員	全員挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号2を原案どおり可決 いたしました。よって議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送 付します。次に、議案第1号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請 について」を議題にします。事務局より説明願ひます。
青木事務局長	<p>議案第1号番号3についてご説明します。次第6ページ、補足資料27ページから 35ページ、をお願ひします。</p> <p>_____でございます。_____は_____に_____のある_____ ____、_____です。_____は_____に_____のある_____ ____、_____です。</p> <p>申請の_____は、_____、_____、_____の一部で、地目は____、 _____は_____です。場所でございますが、補足資料29ページに位置図がご ざいですが、_____となりますが、_____から_____ _____ほど_____した_____に位置しております。_____の目的です が、_____の_____は_____を_____されてお りましたが、_____により_____が_____してきたため、_____ _____において_____し、_____の_____に_____する ことを_____に、_____に_____を_____したいものでございます。町の用 途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第__農地になります。 _____は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準につい</p>

	<p>て説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____、_____が_____、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____で_____が_____されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません、次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんで、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁会長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の成田が補足説明をいたします。_____に私と市村会長、_____の_____、_____の_____と_____で_____を行いました。場所等はさきほど事務局説明の通りです。_____の_____は_____で_____を_____されておりましたが、_____の_____で_____を用いて_____したいと考え、_____を_____しておりますが、被害防除も提出されていますが、_____は_____されている_____に_____おり、_____は_____となります。このような_____されることに_____がありますが皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号4についてご説明します。次第7ページ、補足資料36ページから53ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____地に_____のある_____、_____です。申請の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、_____は_____です。場所でございますが、補足資料40ページに位置図がございますが、_____となりますが、_____で_____と_____された_____が_____となりますが、そこから_____に進んだ、_____から_____で_____には_____の_____がございます。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____と_____からの_____となり、それぞれ_____と_____の_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等は該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みもございますが、計画図等を確認する限り問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号4については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号4について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>4番の佐藤寛治が説明をいたします。_____に私と、佐藤一之推進委員、</p>

	<p>_____と_____を行いました。場所はさきほど事務局説明の通りです。_____は_____に_____はありますが、_____で_____が_____、_____としては_____で_____はされておられません。_____に_____はございますが、_____には_____している_____はなく、_____が_____されても_____はないと_____いたしますので特に問題ございません。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。佐藤推進委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号4を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号4は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第2号番号「非農地の判断について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号について説明をいたします。次第8ページ、補足資料54ページから56ページ、をお願いします。</p> <p>_____からの申し出に伴う非農地の判断について審議をいただくものです。_____は_____、_____、_____に_____のある、_____となります。_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は、_____で、_____は、_____、_____です。_____につきましては、補足資料55ページに位置図がございますが、_____にある_____から_____へ_____ほど進んだところに_____の_____がございますが、そこから_____へ_____ほどに位置しております。_____は_____している為でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。担当委員より説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番の荒井が説明をいたします。_____に私と柳澤委員と事務局で_____を_____しました。_____の_____は_____、_____していない為、_____は_____の_____が_____できておらず_____しています。_____としての_____についても_____と_____しましたが_____しない経過もございます。今回、_____からの_____となれば_____も_____と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>柳澤委員、何かございますでしょうかございません。</p>

委 員	ありません。
市村初仁議長	ただ今の担当委員からの説明とさきほどの事務局からの説明と併せ、議案第2についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	全員挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。次に報告第1号「農地等の土地の形質変更（客土等）届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
青木事務局長	報告第1号「農地等の土地の形質変更（客土等）届出について」をご説明いたします。次第は9ページ、補足資料は57から60ページをお願いいたします。____は____です。____は____に____のある____です。申請地は____、____、地目は____、____は____です。申請理由は____は____が____としてなら____したい____があった為、____が____を目的に、____を行うものでございます。
市村初仁議長	ありがとうございました。担当委員より説明をお願いいたします。
委 員	5番の荒井が説明をいたします。____に私と柳澤委員と事務局で____をしました。____はさきほど事務局説明の通りです。申請地の____に____等が____がありますが、その____と____の____にするつもりとのことです。____は、____が____になりますので、____と____の____を____などの____をするよう伝えましたので、特に問題はないかと判断しております。
市村初仁議長	ありがとうございました。報告事項ではございますが、何かございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に6、のその他事項に進みます。（1）のJA関係、で土屋会長代理

	<p>お願いします。</p>
土屋会長代理	別紙を説明
市村初仁議長	ただいまの JA 関係について何かございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（２）支援センター関係に進みます。岡沢補佐より報告をお願いいたします。
岡沢補佐	別紙資料説明
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐よりの報告で何かご質問等はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に進みます。（３）町関係について佐藤農林振興係長よりご報告をお願いいたします。
佐藤農林振興係長	別紙「農作中の熱中症について」説明
市村初仁議長	ただいまの佐藤農林振興係長からの報告に何かご質問等はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に進みます。（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>6. その他事項 次第の、17ページをお願いします。</p> <p>（４）事務局関係について</p> <p>ア 当面の会議・行事日程等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会長及び事務局長合同会議(市村会長・青木事務局長) 令和4年6月1日(水) 13時から 場所 松本市浅間温泉文化センター ○軽井沢町農業委員会6月役員会 令和4年6月16日(木) 13時30分から 場所 未定 ○一般社団法人長野県農業会議第7回通常総会(市村会長) 令和4年6月17日(金)13時から 場所 松本市キッセイ文化ホール

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>○軽井沢町農業委員会第24回総会(予定) 令和4年6月27日(月)13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町長期振興計画審議会(土屋会長代理・柳澤委員) 令和4年7月11日(月) 13時30分から 場所 中央公民館 大講堂</p> <p>○軽井沢町農業委員会第25回総会(予定) 令和4年7月29日(金) 13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町農業委員会8月役員会 令和4年8月16日(火) 13時30分から 場所 役場2階 第5会議室</p> <p>○軽井沢町農業委員会第26回総会(予定) 令和4年8月26日(金) 13時30分から 場所 役場2階 第3・4会議室</p> <p>カ 配布資料等について</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表(令和4年5月1日現在)、目標部数74部に対しまして現在70部加入でございます。目標を下回っておりますので、引き続き、未加入者への加入推進のご協力をお願いいたします。</p> <p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和4年5月11日現在の情報でございます。「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」が展開され、当町では一人加入して目標が達成されましたが、引き続きまして委員の皆様のご活動をお願いいたします。</p> <p>他によろしいでしょうか</p> <p>なし</p> <p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第23回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 14時55分</p>
-------------------------	---

--	--